

岩空基公示第14号  
令和元年8月6日

多用機E P - 3の電波探知装置の調査研究の契約希望者募集要項（公募）

多用機E P - 3の電波探知装置の調査研究の契約について公募を実施するので、参加希望者は、下記に基づき資料等を提出して下さい。

（公募実施権者）

契約担当官代理

海上自衛隊

岩国航空基地隊経理隊契約班長

記

1 調達品目

多用機E P - 3の電波探知装置の調査研究

2 公募に応募できる者の資格

応募できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 防衛省から指名停止等の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者。

(5) 平成31・32・33年度又は令和元年・2年・3年度競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の中国地域の競争参加資格を有する者又は経営の規模及び経営の状況がそれと同等であること。

(6) 当該装置の整備実績又は同等の技術を有し、継続的に技術支援が可能であること。また、不具合発生時、迅速に対応可能であること。

(7) 調達品目の国内外における技術動向を効率的、かつ、効果的に調査研究する能力を有すること。

(8) 調達品目の調査研究に必要な次の要件に合致する技術者を所要数従事させる体制を有すること。

- ア 一般管理：安全、品質保証、保全に関する能力、官が要求する各種提出書類（報告書）作成に関する能力
  - イ データ管理：各種データの記録及び管理能力
  - ウ 官に対する技術支援能力（E P - 3 用電波探知装置付加器材を使用した電磁波に関する収集・新解析法の助言、提案等）
- (9) 保全に属する文書等を保管できる設備を有し、当該品目の関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることができること。
- (10) 当該役務の一部を下請企業に委託する場合は、委託させる業務に応じて、本項第6号から第9号の項目を満たすこと。

### 3 参加表明

応募する者は、「参加表明書」（別紙様式のとおり。）及び第1号、第2号に掲げる資料並びに次項に掲げる設備及び体制等を証明する資料（以下「技術資料」という。）を提出しなければならない。ただし、過去5年以内に同一の資料を提出した者で、本年度においても変更がない場合は、その旨の書面を提出することで資料の提出を省略することができる。

- (1) 「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」（写し）
- (2) 会社の財政状況・経営成績を証する書類（直近の決算期における有価証券報告書、監査報告書及び会計監査人設置会社にあつては、会計監査報告書並びに内部統制システム整備状況の概要）

### 4 技術資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、前年度に同一の資料を提出した者で、本年度の資料に変更がない又は部分的な変更のみである場合は、変更がない旨の書面又は変更となった部分を明記した書面及び変更部分に係る技術資料を提出することで第1号から第3号に示す資料の提出を省略することができる。

また、他の公募実施権者が実施した同種の公募手続における技術審査に合格している場合は、当該合格通知の写し及び合格時の技術資料と変更がない旨の書面をもって代えることができる。

- (1) 過去5年間における最新の受注実績一覧表（実績がない場合は省略可）
- (2) 第2項に規定する体制等を証明する書類
  - ア 組織図
  - イ 品質管理体制
  - ウ 保全に属する文書等を保管できる保全設備の証明
  - エ 情報保証体制にかかる証明

オ 関係者については、保全上支障のないことを確認した者を充てることのできることの証明

- (3) 下請企業に業務を一部委託する場合は、下請（予定）企業一覧表（なお、本項第2号エ及びオを証明する書類を添付させる。）

## 5 保全・実施体制の資料の提出

次に示す項目について、提出するものとする。

ただし、現に秘密を取り扱う契約を履行中又は、前年度又は今年度に秘の取り扱い実績がある及び前年度又は今年度に保全・実施体制について防衛装備庁の確認を受けている場合は、提出を省略することができる。

### (1) 業務従事者に係る履歴資料

任意の書式により次の内容を記載する。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他の文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）

### (2) 非公知の情報の取扱いに関する資料

次を標準とする。ただし、必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。

ア 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報について、防衛省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱うとともに、契約相手方の代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者は、これに接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（契約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

イ 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（ウにおいて「親会社等」という。）の一覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図

ウ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁

じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

## 6 参加表明書及び技術資料の提出先等

### (1) 提出先

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班  
〒740-8555  
山口県岩国市三角町2丁目  
0827-22-3181（内線6445）

### (2) 提出期間

令和元年8月6日（火）～令和元年9月6日（金）

### (3) 提出方法

直接持参又は郵送とし、直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。

### (4) 提出部数

参加表明書、技術資料、保全・実施体制の資料共各2部（第3項に定める会社の財政状況・経営成績を証する書類は1部）

### (5) 新たに設備・体制が整った場合は、募集期間にかかわらず参加表明をすることができる。

ただし、希望する調達品目の調達に間に合わないことがある。

## 7 技術資料等の審査等

### (1) 技術資料、保全・実施体制の資料の提出者は、審査を実施する部隊の担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。

### (2) 技術資料の提出者は、技術審査を実施する部隊の担当者から設備等（下請企業の工場等を含む。）の調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

## 8 応募者に対する審査結果の通知

公募実施権者は、資格審査結果、技術審査結果及び保全・実施体制の審査結果を応募者に対し通知する。

## 9 疑義の申立

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができる。
  - ア 窓 口  
海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊契約班
  - イ 時 間  
直接持参する場合は、土、日及び祝日を除く毎日、午前8時から午後4時45分までとする。
- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立の書面を受領した日の翌日から起算して5日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立については、書面による回答を受領した日から3日（土、日及び祝日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官は、疑義の再申立の書面を受領した日の翌日から起算して3日（土、日及び祝日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

## 10 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募者は、応募に当たり次の各号について同意した上で応募するものとする。
  - ア 提出資料に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。
  - イ 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
  - ウ 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募又は入札等を停止することができる。
  - エ 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
  - オ 提出資料は、原則として返却しないものとする。
  - カ 提出資料は、他の目的に使用しない。
  - キ 提出資料に受注の可否に影響のある変更が生じた場合には、速やかに報告すること。
  - ク 当該調達品目については、公示時点で調達を予定しているものであり、今後必ず調達があることを保証するものではない。
- (2) 資料の提出にあたっては、製本等、過剰な編てつは不要とする。
- (3) 調達品目の仕様に関する問合せは、契約担当官に行うことができる。
- (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由に該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(5) 部隊で作業を実施する関係者については、契約後、直ちに立入申請書を提出すること。

別紙様式  
〇〇. 〇〇. 〇〇

海上自衛隊岩国航空基地隊経理隊長 殿

株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役社長 〇〇 〇〇

### 参 加 表 明 書

多用機E P - 3の電波探知装置の調査研究の契約に応募します。

関連文書：岩空基公示第〇〇号（〇〇. 〇〇. 〇〇）

- 添付書類：1 資格審査結果通知書（写し）  
2 〇〇年〇月期有価証券報告書及び監査報告書  
3 技術資料一式  
4 保全・実施体制の資料一式